

函館市発注の建設工事における社会保険等未加入対策について

当市では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方とすることで、公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取り組みますので、お知らせします。

1 取組内容

平成27・28年度競争入札参加資格審査申請において、新たに下記の資格要件を設定し、「**建設工事**」に申請できる業者を社会保険等の加入業者に限定します。

建設工事を希望する場合は、以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 確認方法

社会保険等未加入業者の確認は、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しで行います。また、同通知書の発行後に社会保険等に加入した場合は、保険料領収書等の証明書類により確認します。

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	○	3項目のうち1項目でも「無」と記載されている場合は、証明書類の添付が必要
健康保険加入の有無	○	
厚生年金保険加入の有無	○	
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		

函館市財務部調度課工事担当
電話 21-3514～3516